

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年9月30日

京都市長 門川 大作

## 京都市規則第29号

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第2号ソを次のように改める。

ソ 京都市建築基準条例第43条の2第1項（建築物の敷地が2以上の道路に接する場合及び同条例第6条の規定の適用除外に関する認定を除く。）

第2条 京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第2号ソを次のように改める。

ソ 京都市建築基準条例（以下「建基条例」という。）第3条第1項各号又は第2項第3条第2号中チをトとし、タをテとし、ソの次に次のように加える。

タ 建基条例第5条第4項

チ 建基条例第6条第2項第2号イ

ツ 建基条例第43条の2第1項又は第2項

第3条第2号に次のように加える。

ナ 京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例（以下「細街路条例」という。）第3条第1項ただし書

ニ 細街路条例第4条第1項ただし書又は第3項ただし書

附 則

（施行期日）

1 この規則中第1条の規定は平成26年10月1日から、第2条及び次項の規定は平成27年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 第2条の規定による改正後の京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び

形成に関する条例施行規則第3条第2号ソからツまで、ナ及びニの規定は、平成27年4月28日以後にこれらの規定に掲げる規定（第2条の規定による改正前の京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則第3条第2号ソに掲げる規定を除く。）による認定の申請をする場合について適用する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)